様式第４号（R6.12.17）

**出向先事業所の雇用指標の状況に関する申出書**

雇用指標の状況について次のとおり申し出ます。

令和　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　事業主　住　所　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　又は　 名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代理人　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者が代理人の場合、上欄に代理人の、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入

を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令

第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の、下欄に申請者の氏名等を記載

してください。

住　所　〒

 労働局長　殿　　　　　　　　　　事業主又は

名　称

（　　　　　　　　公共職業安定所長経由）　　 　(提出代行者・事務代理者)

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社会保険労務士

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ⅰ | Ａ　計画届の提出日の属する月の前々々月から前月の労働者数および平均値 | Ｂ　Ａの前年同期の労働者数および平均値 | ※確認欄 |
|
| 　　月 | 　　月 | 　　月 | 　　月 | 　　月 | 　　月 |
| ①　雇用保険被保険者数（日雇労働被保険者を除く） |  |  |  |  |  |  |  |
| ②　出向先事業所で受け入れている派遣労働者数 |  |  |  |  |  |  |  |
| ③　合計（①＋②） |  |  |  |  |  |  |  |
| ④　③の平均値 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ⅱ | Ａ　計画届の提出日の属する月の前月の労働者数 | Ｂ　比較月として用いることが適切と認められる１か月の労働者数 | ※確認欄 |
|
| 　　月 | 　　月 |
| ①　雇用保険被保険者数（日雇労働被保険者を除く） |  |  |  |
| ②　出向先事業所で受け入れている派遣労働者数 |  |  |  |
| ③　合計（①＋②） |  |  |  |

記載にあたっては、裏面の記入上の注意を必ずご確認ください。

様式第４号（裏面）

記入上の注意

１　本様式は、出向先事業所の事業主が作成し、出向元事業所の事業主が産業雇用安定助成金　（災害特例人材確保支援コース）出向実施計画（変更）届（出向元事業主）（様式第１号）（以下「計画届」という。）に添えて提出してください。

２　Ａ欄及びＢ欄の各月には、月末の数値を記入して下さい（月末日の離職者数は含みません）。

３　②の派遣労働者を受け入れている場合は、派遣先管理台帳の写し等を提出してください。

　　原則、出向先事業所で受け入れている全員分の派遣先管理台帳の写し等を提出してください。

ただし、出向先事業所において、派遣先管理台帳の提出に著しい時間と手間を要する等、やむを得ない事情により派遣先管理台帳の提出が困難と認められる場合は、他の書類の提出に替えることができます。

４　雇用量要件の比較については、原則、計画届の提出日の属する月の前々々月から前月の３月平均値と、前年同期との比較により行うものとするが、雇用指標について前年同期と比較することが適当ではないと認められる場合（雇用指標について前年同期と比較できない場合に限る。）は、次の①により比較することができます。

①　計画届の提出日の属する月の前月の値が事業の開始期または、立ち上げ期等によりその他の比較月（ただし、計画届の提出日の属する月の前々月から直近1年間の指標とする。）を用いることが適切だと認められる１か月（雇用保険適用事業所設置後であって雇用保険被保険者を雇用している場合に限る。）により行う。

計画届の提出日の属する月の前々々月から前月の３月平均値と、前年同期との比較をした事業主はⅠの表に、①の方法で比較した事業主はⅡの表に記載してください。

５　④に端数が生じる場合は切り捨てて下さい。

６　本様式における雇用指標の確認は、計画届の変更を届け出る際に、様式第１号別紙１①(２－１)欄の審査対象期間の末日が、同様式①(２－２)欄の審査対象期間（前回提出時）の末日を超えている場合に、改めて確認が必要となります。

７　※欄には記入しないでください。

８　労働局が行う雇用指標の確認に係る調査に当たって、提出いただいた派遣先管理台帳を使用させていただくことがありますので、従業員の方に、あらかじめその旨御説明いただき、ご理解いただいた上での申請をお願いいたします。

９　雇用指標の減少が、令和６年能登半島地震の影響によるやむを得ない事情による場合等については、要件を満たすものと判断される場合があります。やむを得ない事情の例については、「産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）ガイドブック」を参照してください。